

小諸市医療費特別給付金事業(福祉医療)のご案内

小諸市では、市内在住で次に該当する方の早期適切な受診と医療費の負担を軽減し、福祉の増進を図るため、医療費特別給付金事業（福祉医療）を実施しています。

福祉医療の受給対象者、給付対象及び給付方法

区 分		所得制限 (※1)	給付対象		給付方法 (詳細：給付方法をご覧ください。)
			通院	入院	
乳 幼 児	小学校就学前の乳幼児	なし	○	○	現物給付 (※5) 「県外受診等一部例外あり」 対象は満 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの子ども 自動給付 (※6) 対象は上記以外の者
児 童	小学 1 年生から高校 3 年生 (※2)	なし	○	○	
障がい者 (児)	身体障害者手帳 1～3 級	なし	○	○	
	療育手帳 A1・A2・B1				
	精神保健福祉手帳 1・2 級	特別障害者手当 の基準金額内			
	特別児童扶養手当 1・2 級 対象児童				
20 歳以上 65 歳未満で 国民年金 (障害年金) の 受給者	なし				
母子家庭等	母子家庭の母子 (※3)	児童扶養手当の 基準金額内	○	○	
	父母のいない児童 (※4)				
父子家庭	父子家庭の父子 (※3)	児童扶養手当の 基準金額内	○	○	

※ 1 所得制限の詳細についてはお問い合わせください。

※ 2 満 18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日まで。学生に限りません。

※ 3 18 歳未満の児童又は 18 歳以上 20 歳未満で高校等に在学・在校中の児童を扶養している方

※ 4 18 歳未満の児童又は 18 歳以上 20 歳未満で高校等に在学・在校中の児童

※ 5 医療機関等の窓口で 500 円までを支払う方法 (あじさい色の福祉医療費受給者証を交付された方です。)、詳細は**給付方法**をご覧ください。

※ 6 医療機関等の窓口で一部負担金を支払った後、医療機関からの受信データにより指定口座へ給付する方法、詳細は**給付方法**をご覧ください。

受給資格と更新について

受給資格認定申請を行うと、福祉医療費受給者証が交付されます。

有効期限は、資格区分「乳幼児・児童」の方は出生または、転入の日から18歳到達後の最初の3月31日まで、資格区分「障がい者」「母子家庭等・父子家庭」の方は、資格認定となる日から次の7月31日までです。なお、精神保健福祉手帳の方は手帳の有効期限までとなる場合があります。

資格区分「障がい者」「母子家庭等・父子家庭」の方は、受給資格は毎年8月1日に更新され、更新にあわせて受給者証も交付されます。

更新手続きは通常不要ですが、資格区分によって書類等の提出・確認などの手続きをお願いする場合があります。

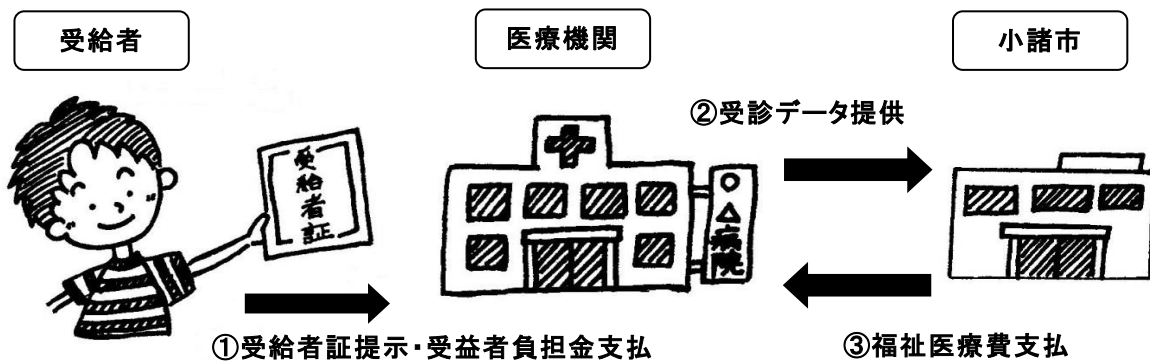
所得制限などの要件により更新できない方へは別途通知します。

給付方法

現物給付

1. 「現物給付」について 対象者：満18歳到達後の最初の3月31日までの子ども（高校3年生に該当する年度末まで。高校等に在学していない方も対象となります。）

福祉医療費受給者証（あじさい色）を病院等の窓口で毎回提示することにより、保険診療の自己負担分について、500円（受益者負担金）を支払うことで医療を受けることができます。



対象となる医療費は…

内科・歯科の医療費、薬局での調剤費・訪問看護療養費

対象とならない医療費等は…

柔道整復師（接骨院、整骨院等）の施術療養費は、引き続き現在と同じ給付方式です。申請の必要はありませんが、窓口で保険診療の一部負担金を支払った後に市から給付します。（自動給付）

ただし、次の場合には、医療保険の自己負担金を支払い、領収書等により市へ給付の申請が必要です

- ・ 受給者証を提示しなかった場合
- ・ 長野県外の病院・薬局などを利用した場合
- ・ 病院・薬局で新しい給付方式に対応できなかった場合
- ・ スポーツ共済の対象とならなかった場合

スポーツ共済（スポーツ振興センター災害共済給付制度）について

- ・ 保育園、小中学校、高校等に在学する子どもは、不慮の災害（負傷や疾病等）に備えて、スポーツ振興センターが取り扱う災害共済給付制度に加入しています。
- ・ 学校の管理下（登下校や部活動等を含む）怪我等の治療費はスポーツ共済の対象となりますので、スポーツ共済の手続きをして給付を受けてください。
- ・ スポーツ共済の対象となる場合は、福祉医療費の給付の対象となりません。医療機関等へは学校管理下の怪我等であることを伝え、福祉医療費受給者証の提示はしないで、保険診療の自己負担分（総医療費の3割または2割）をお支払いください。
- ・ 手続きの結果、スポーツ共済の対象とならなかった場合には、領収書等により厚生課へ福祉医療の申請をしてください。

受診にあたってご注意ください…

〈国や県の公費負担医療の受給者証をお持ちの方へ〉

福祉医療費よりも国や県の公費負担医療が優先されますので、受給者証をお持ちの方は、保険者証、福祉医療費受給者証と一緒に国や県の公費負担医療の受給者証を病院・薬局の窓口で提示してください。（自動給付の場合も同様です。）

福祉医療費の受益者負担金について…

小諸市では、1レセプトあたり500円を自己負担金として設定しております。かかった医療費のうち保険分について、病院・薬局はレセプトを使って請求します。

月ごと、病院・薬局ごと、また種別（医科、歯科、調剤、訪問看護）ごとにレセプトが作成され、この「レセプト」1枚あたり最大500円を自己負担金としてご負担いただいております。

この自己負担金は、医療機関の事務手数料ではなく、ともに制度を支え合う一員として、給付制度を継続させるために受給者の皆様にもご負担をいただいているものです。

〈薬局を利用される際の留意点〉

薬局では、病院等が発行した処方箋ごとに上限500円を薬局の窓口でお支払いいただく必要があります。

* お願い *

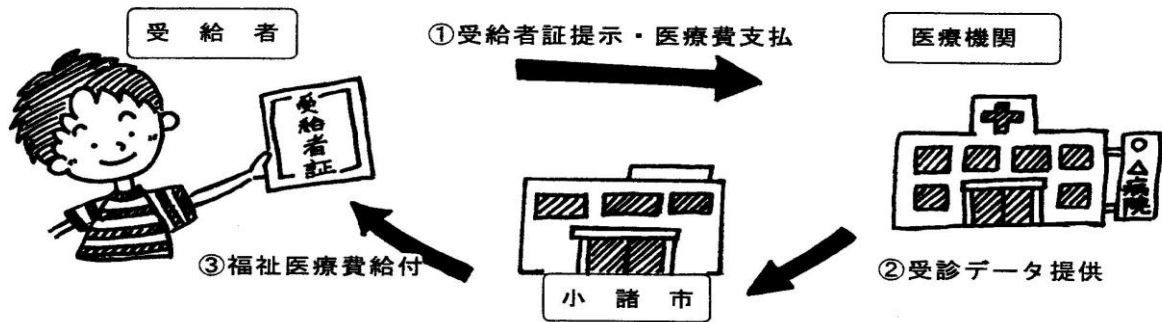
小諸市外に住所を移された場合は、小諸市が発行する「福祉医療費受給者証」は使用できなくなりますので、必ず受給者証を返却してください。

小諸市外に住所を移された後に、間違っても小諸市の福祉医療費受給者証を使用して受診等をされた場合は、その受診等に要した福祉医療費をお返しいただくこととなります。福祉医療費の支給を受けるためには、新しい住所地の市町村で必要書類を添付して、申請をしてください。

自動給付

2. 「自動給付」について 対象者：現物給付の対象者でない受給資格者

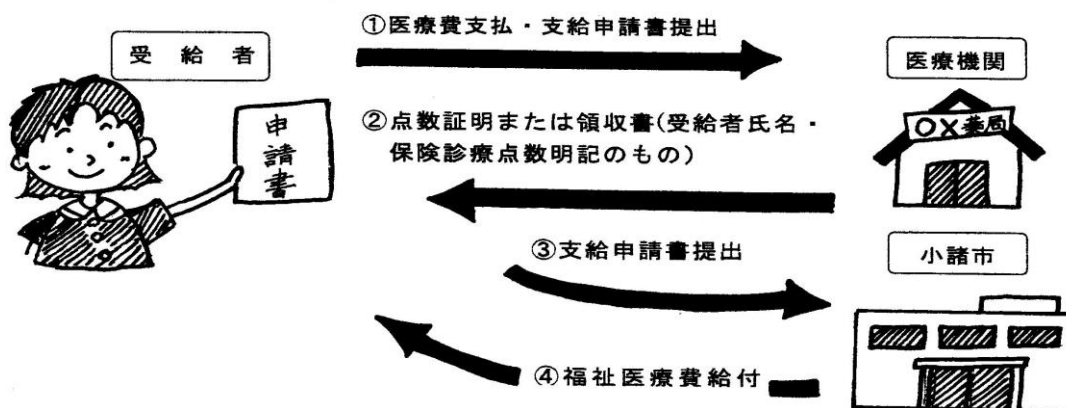
- ① 医療機関の窓口で『受給者証（みどり色）』を**毎回提示**して、保険診療の一部負担金をお支払いください。（受給者証を提示できなかった場合は下記の「3」と同様の手続きが必要となります。）
- ② 医療機関より市役所へ月ごとに審査機関を経由して受診データが送付されます。
- ③ 送付されたデータをもとに、受給資格を審査し、指定口座へ給付金が振り込まれます。



例外

3. 県外の病院・薬局に受診する場合（医療情報の提供がされません。）

- ① 医療機関等の窓口で保険診療の一部負担金を全額お支払いください。
- ② 領収書（受給者氏名・保険診療点数明記のもの「レシートは不可」）を添えて、厚生課で『医療費特別給付金支給申請書』に必要事項を記入し、提出してください。領収証が添付できない場合は、申請書の医療機関証明欄に点数等の証明が必要となりますので、厚生課へご相談ください。（申請書は郵送での提出も可能ですので、ご希望の方はご連絡ください）
- ③ 申請書は受診月の翌月から起算して1年以内に提出してください。
※1年を経過すると給付できません。



◎給付金の振込みは受診月の2ヶ月後の月末となります。（医療機関からの受診データの遅れや高額療養費等の確認が必要となる場合は支給月が遅れる場合があります。）

◎振込みの際の通知はしていませんので、医療機関で受診された際は領収書（又は控え）を保管いただき、通帳にてご確認ください。
通帳には「コモロシ フクシイリョウヒ」と表示されます。）

助成の範囲について

病院・薬局・柔整・訪問看護ステーションなど医療機関等（以下「医療機関」）で受診した際に、医療保険証を提示することで医療費の1～3割を一部負担金としてお支払いいただいています。

このうち、保険適用となる一部負担金が福祉医療費の助成対象となります。（高額療養費・附加給付金・学校等で加入しているスポーツ災害共済、その他法令等で支給されるものは除きます。）

○保険適用外

検診・入院時の差額ベッド代・文書料など医療保険が適用されないものは、福祉医療の対象となりません。

○高額療養費

医療費の自己負担を軽減するため、一定額（以下「限度額」）を超える額が加入している医療保険から支給されます。なお、所得に応じて限度額が定められていますので、加入している医療保険に高額療養費支給申請をすることで、限度額を超える一部負担金が支払われます。（詳しくは、加入している保険者へお問い合わせください。）

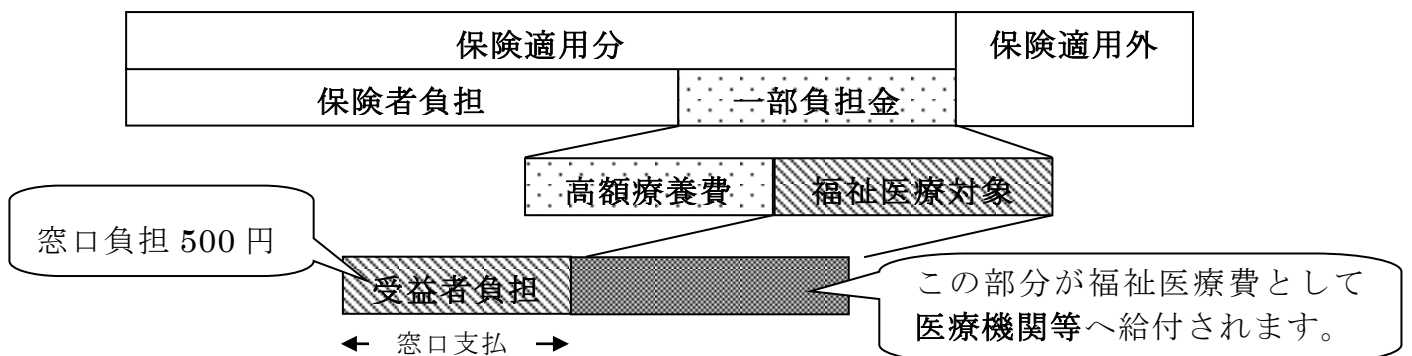
○附加給付金

健康保険組合・共済組合など各保険者が独自に設けている医療費の助成制度で、高額療養費とは別に支払われます。なお、現物給付の対象は、附加給付は対象外です。（詳しくは、加入している保険者へお問い合わせください。）

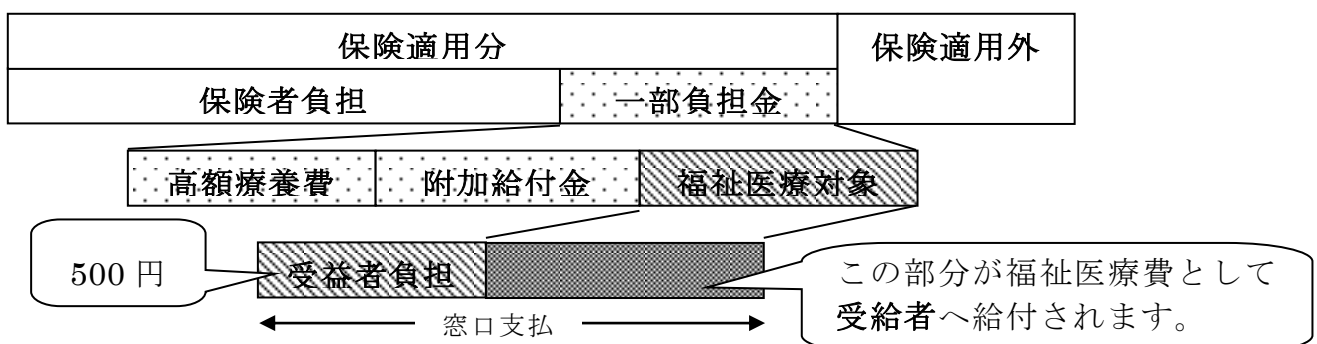
○受益者負担金

福祉医療制度を維持するため、受益者負担金として1レセプト500円の負担をしていただきます。（現物給付の箇所です詳しく述べています。）

【現物給付の場合】



【自動給付・現物給付対応不可の場合】



公費負担医療等について

- 養育医療費（低体重出生児等の入院医療費の一部給付）に該当した場合は、納付済の領収書をお持ちのうえ、厚生課へ申請してください。
- 治療用装具（コルセット等）を購入した場合は、装具の領収書のコピー・医師の診断書のコピー・加入している保険者からの払い戻し決定通知書をお持ちのうえ、厚生課窓口へ申請してください。
- 給付内訳が必要な方は、厚生課窓口へお尋ねください。

お願い（このようなときは必ず届け出を！）

届け出が必要な事項	届け出に必要なもの
転出するとき 受給者が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 印鑑 ○ 受給者証 ○ 口座変更が必要な場合は変更先の通帳
医療保険（保険証）が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 印鑑 ○ 新しい保険証（受給者氏名が記載されたもの）
住所が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 印鑑 ○ 受給者証
氏名が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 印鑑 ○ 受給者証 ○ 保険証 ○ 振込み先通帳（名義を変更した場合）
振込み先を変更したいとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 印鑑 ○ 変更する振込み先通帳
受給者証を紛失したとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 印鑑 ○ 障がい者手帳、免許証などの身分証明となるもの
受給要件を欠くに至ったとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 印鑑 ○ 受給者証
住所地特例適用受給者が入所する特定施設を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 印鑑 ○ 受給者証
住所地特例適用受給者が特定施設を退所あるいは障害者自立支援法第19条第3項の住所地特例が適用されない施設へ転出したとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 印鑑 ○ 受給者証

お問い合わせは下記までお願いします。

〒384-8501
 長野県小諸市相生町三丁目3番3号
 小諸市役所 民生部 厚生課 家庭支援係
 電話 0267-22-1700 内線 2144
 FAX 0267-22-1966
 メールアドレス katei@city.komoro.nagano.jp